

24060-1690
令和8年8月28日

公益社団法人宮崎県医師会長 殿

宮崎県福祉保健部長
(公 印 省 略)

地域医療介護総合確保基金による令和9年度補助事業（病床機能等分化・連携促進基盤整備事業等）の活用意向調査について

日頃より、本県医療行政に格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県におきましては、平成26年度から地域医療介護総合確保基金を県に設置し、県が策定する実施計画に基づき各種事業を実施しております。

その中で、地域における医療機能の分化・連携等の促進を目的として、病床機能の転換等に必要となる施設及び設備の整備費用の補助等を実施しているところですが、来年度の当該事業の実施及び新たな補助事業化の検討に当たり、県内医療機関の意向を把握したいので、令和8年9月30日（水）までに、別添様式により御回答をお願いします。

問合せ先

医務・計画担当：寺原

電話：0985-26-7055

E-mail：iryoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

令和9年度補助事業（病床機能等分化・連携促進基盤整備事業等）の活用意向調査

○各医療機関において、県の補助金の活用意向や御要望がございましたら、次の調査項目にて御回答ください。

医療機関名	
記入者役職・氏名	
電話番号	
E-mailアドレス	

■県の補助事業の活用意向（令和9年度以降）

事業分類	施設整備・設備整備 ※病床機能の転換に伴う施設・整備の整備費の補助	☐ 施設整備 (補助率1/2)	☐ 病棟の新築・増改築	☐ 病棟の改修	☐ リハビリ施設の新築・増改築	☐ 再編統合に付随した新築・増改築・改修
		☐ 設備整備 (補助率1/2)				
	事業縮小に伴う施設整備 ※施設の用途変更に伴う工事費用の補助	☐ 病床削減に伴う病棟・病室等改修				
	病床機能再編 ※病床の削減や、医療機関の再編統合を行う場合の補助	☐ 病床の削減を伴う病床機能再編	☐ 病床の削減を伴う医療機関の統合・再編			
事業概要						
地域医療構想の達成に向けた病床機能の分化・連携の内容						
現在の病床機能と事業により変更予定の病床機能及び病床数	病床機能報告予定（R8.7.1時点）		→	病床機能（事業実施後報告予定数）		
	高度急性期	床	→	高度急性期	床	
	急性期	床	→	急性期	床	
	回復期		→	回復期	床	
	慢性期	床	→	慢性期	床	
			→	介護施設等への転換	定員	人
事業実施後、算定することとなる特定入院料	☐ 地域包括ケア病棟入院料 ☐ 地域包括ケア入院医療管理料 ☐ 回復期リハビリテーション病棟入院料 ☐ その他（ ）					
概算事業費						
事業費積算						
事業期間（予定）						
備考						
地域医療構想調整会議での協議状況	☐ 合意済 ☐ 協議中 ☐ 協議未着手					

（注） 本意向調査で要望いただいた事業は、基金の状況や事業の内容等によっては、補助事業の対象とならないことがあることに御留意ください。

（注） 基金の活用にあたっては、各圏域の地域医療構想調整会議において同意を得る必要があります。

（注） 基金を活用する場合、補助を希望する事業の事前着工は認められませんので御注意ください。

【補助事業活用に係る大まかな流れ】

事業要望提出（本意向調査票の提出） → 基金の内示（翌年夏頃） → 各圏域の地域医療構想調整会議で説明・協議（地域調整会議の趣旨に沿った整備であるか） → 合意

→ 補助金申請書の提出 → 交付決定（予算の範囲内で） → 工事業者との契約 → 着工 → 工事完了 → 検査 → 支払

■ニーズ調査

厚生労働省の標準事業例に関するニーズ調査	厚生労働省が示す標準事業例（Ⅰ-Ⅰ-5病床の機能分化・連携を促進するための基盤整備）について、補助事業化に向けた要望があれば御記載ください。
----------------------	--

地域医療介護総合確保基金による令和9年度補助事業（病床機能等分化・連携促進基盤整備事業等）の活用意向調査

県が実施する補助事業「1 病床機能等分化・連携促進基盤整備事業」、「2 病床機能再編支援事業」の活用予定の調査と、「3 厚生労働省の標準事業例に関するニーズ調査」を行います。

なお、本調査で御要望をいただいた場合でも、基金の状況や事業内容等によっては、補助事業の対象とならないことがあることに御留意ください。

1 病床機能等分化・連携促進基盤整備事業活用予定調査

（病床の機能分化・連携促進に係る事業費補助金。詳細は交付要綱参照。）

医療機関が急性期機能を持つ病棟から地域で不足する回復期機能を持つ病棟等への転換を行う際の施設整備・設備整備に対し補助を行う事業です。

※下記は、今年度の内容であり、来年度分は内容が変更となる可能性があります。

(1) 施設整備費の補助

ア 病床機能の分化・連携等

病床機能の分化・連携等に必要な施設の新築・増改築・改修に要する工事費又は工事請負費の一部を補助する。（補助基準額の2分の1以内）

区分	補助基準額	補助上限額
病棟 (新築・増改築)	基準面積 (25 m ² ×病床数) ×単価 (鉄筋コンクリート 224,000 円又はブロック 195,300 円) (参考) 1床あたり 鉄筋コンクリート 5,600,000 円 ブロック 4,882,500 円	予算の状況により変動
病棟 (改修)	1床あたり 3,910 千円	
医学的リハビリテーション施設 (新築・増改築)	基準面積 (450 m ²) ×単価 (鉄筋コンクリート 250,000 円又はブロック 218,500 円)	
再編統合に付随して一体的に行う医療従事者の宿舎、院内保育所等 (新築・増改築・改修)	面積 (m ²) ×単価 (鉄筋コンクリート 200,900 円又はブロック 175,100 円)	

※ 設計費、土地取得費、外構工事費等は対象外

イ 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小

病床削減に伴い病棟等を医療機関内の他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な施設の増改築、又は改修に要する工事費又は工事請負費の一部を補助する。（補助基準額の2分の1以内）

・補助基準額 面積(m²)×単価 (鉄筋コンクリート 200,900 円又はブロック 175,100 円)

(2) 設備整備費の補助

病床機能の分化・連携等に必要な医療機器等の購入費の一部を補助する。（補助基準額の2分の1以内）

・補助基準額 1か所あたり 11,000 千円（補助上限額 5,500 千円）

2 病床機能再編支援事業

（宮崎県地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業費補助金。
詳細は交付要綱参照。）

地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議の合意を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等に取り組む際の財政支援を実施するものです。

○交付額

減少する病床1床あたり、1, 140円～2, 280千円を交付する。

※詳細な交付要件については、県医療政策課に御確認ください。

※今年度の内容であり、来年度分は内容が変更となる可能性があります。

3 厚生労働省の標準事業例に関するニーズ調査

厚生労働省の示す標準事業例について、県内医療機関へニーズの調査を行うものです。

このうち、必要性のある事業については、県において補助事業化に向けた検討を行います。

【想定する補助対象経費】

- (1) 再編統合、ダウンサイジング、機能転換（以下、「再編統合等」という。）の計画の策定に当たって必要となる経費
 - ア 再編統合等を行おうとする医療機関が、都道府県が地域医療構想に精通していると認め、都道府県が選定した中小企業診断士等の専門家に相談等を行う際に必要となる経費
 - イ 再編統合等を行おうとする医療機関が、都道府県立ち会いの下で再編統合等に関する協議を行う際に必要となる経費
 - ウ 再編統合等を行おうとする医療機関が、再編統合等後の施設の基本設計・実施設計を行う際に必要となる経費
- (2) 再編統合等の際に必要な経費
 - ア 再編統合等に当たって、医療機器やベッド等の備品を移転するために必要となる経費
 - イ 再編統合等に当たって、患者の搬送、退院支援等を行うために必要となる経費
- (3) 複数医療機関により病床機能の再編等を進める際の医療機関の施設・設備整備費
- (4) 地域医療連携推進法人の立上げに係る経費
- (5) 開設者が異なる医療機関の再編時における現給保障に係る経費
- (6) 早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額等の人件費

※厚生労働省の示す標準事業例（Ⅰ－(1)－5病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備）に係る補助内容の検討資料とさせていただきます。